

令和2年度(2020年度)第2回熊本市環境審議会

次 第

日時：令和2年11月25日（水）10時00分～

会場：熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

1 開会

2 議題

審議事項 熊本市環境基本条例の改正について

- ① 前文
- ② 第6条関係（市の施策）
- ③ 第11条関係（指導等）
- ④ 第12条関係（あっせん、調停）
- ⑤ その他

3 閉会

<配布資料>

- ・熊本市環境基本条例の見直しについて 資料1-1
- ・熊本市環境基本条例（検討資料） 資料1-2
- ・「熊本市環境基本条例（検討資料）」（R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について（照会）」）に対する各委員からの意見及び本市の対応方針 資料2

<参考資料>

- ・条例見直し比較表 参考資料1

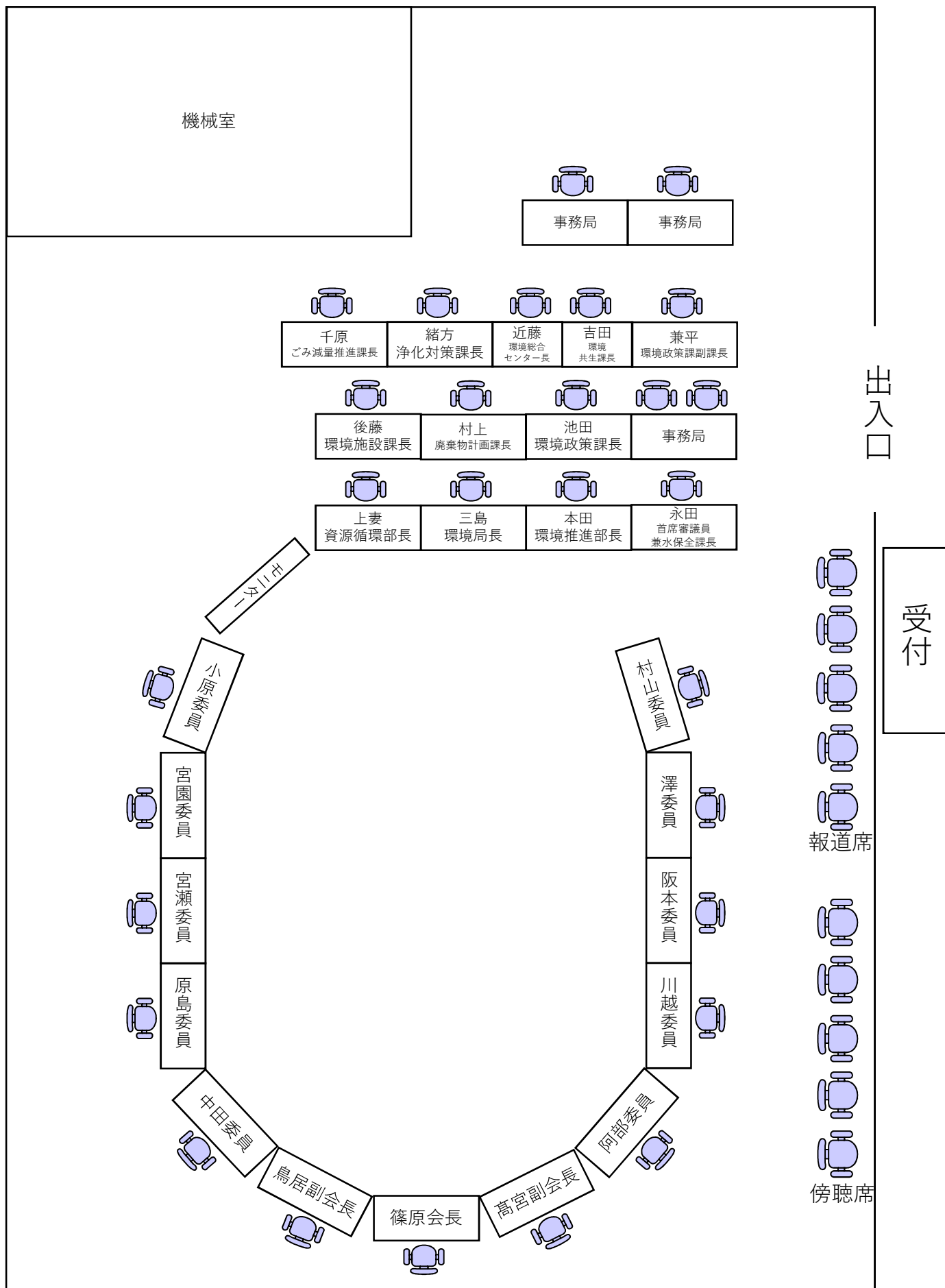
令和2年度(2020年度)第2回熊本市環境審議会 出席者名簿

令和2年(2020年)11月25日(水)10時開催

No.	資格	役職	氏名(敬称略)	専門等	職業	オンライン参加
1	学識経験を有する者	会長	しのはら りょうた 篠原 亮太	環境 (水環境科学)	熊本県環境センター館長	-
2		副会長	たかみや まさゆき 高宮 正之	環境・生物多様性学	熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授	-
3		副会長	とりい しゅういち 鳥居 修一	環境 (廃棄物)	熊本大学大学院自然科学研究科教授	-
4		-	あべ じゅん 阿部 淳	農学・環境	東海大学農学部教授	-
5		-	かわごし やすのり 川越 保徳	環境 (衛生工学)	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター教授	-
6		-	ちょう だいしゅう 張 代洲	大気	熊本県立大学環境共生学部教授	○
7		-	なかた はるひこ 中田 晴彦	環境・農学	熊本大学大学院自然科学研究科准教授	-
8		-	はらしま よしなり 原島 良成	自治法・環境法	熊本大学熊本創生推進機構(法学部併任)准教授	-
9		-	みやせ みつこ 宮瀬 美津子	環境教育	熊本大学副学長 熊本大学教育学研究科教授(併任)	-
10		-	こはら まさゆき 小原 雅之	県関係	熊本県環境生活部環境局長	-
11	適当と認める者 その他市長が	-	さかもと けいこ 阪本 恵子	事業者代表	熊本商工会議所女性会会長	-
12		-	さわ かつひこ 澤 克彦	環境教育・協働	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州地方環境パートナーシップオフィス業務責任者	-
13		-	みやぞの ゆきよ 宮園 由紀代	消費者代表	熊本消費者協会副会長	-
14		-	むらやま かつとし 村山 勝年	-	公募委員 ※令和2年(2020年)6月1日～令和5年(2023年)3月31日	-

令和2年度第2回熊本市環境審議会座席表 (委員用)

予算決算委員会室



熊本市環境基本条例の見直しについて

骨子案における改正のポイント及び審議会委員のご意見を踏まえ、事務局にて条例見直しの内容を検討し、以下のとおり整理しました。見直し後の条例全体は別添（資料 1 - 2）のとおりです。

（１）本日ご議論いただきたいもの

① 前文

- ・ SDGs の理念など条例制定時以降の時代の潮流などを捉え、全体的に見直す。
- ・ <歴史・背景>→<課題>→<責務・決意>→<基本理念>の４段構成とし、基本理念については、現行条例の理念をそのまま引き継ぐ。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 経済、社会の発展のためには環境問題は絶対に避けられないという考え方を条例にどれだけ入れられるかが問われている。
- ・ これからの環境問題対処には、環境課題対処の他、経済、社会夫々の課題を加味した、統合的対処が求められると思うが、市民、業者が「やらされている」のではなく行動的に「こう実践して行く」という強い心構えと積極性が必要と思う。
- ・ 脱炭素社会に関する事柄、SDGs に関する事柄について、課題パートに多少なりとも記載することを検討いただきたい。
- ・ 条例前文の改正のポイント欄に「・熊本市民には良好な～（中略）～する責務がある旨」とあるが、市民だけでなく、事業者、行政も加えてはいかがか。
- ・ (<課題>中、「地域の環境が脅かされてきた。」に関し) 市民生活・事業活動の両者の問題意識を並列に扱う配慮を検討いただきたい。

② 第 6 条（市の施策）

- ・ 新たな環境課題に対する施策を追加する。

※R2.11.6 付「熊本市環境基本条例の改正について（照会）」においてお示した、第 11 条（地球環境の保全のための施策の推進）については、委員のご意見を踏まえ本条に統合して整理しています。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 前文で気候危機への対応について触れる以上、後段の施策等の条項において、環境の保全だけでなく気候変動影響に対する適応についても記載するべきではないか。
- ・ 環境への負荷の低減（環境型社会形成を目指すうえで、自然の環境を尊重し、自然に負担をかけない社会を作りあげること）を追加してはどうか。

- ・循環型社会の構築と平仄を合わせるため、「生物多様性」の概念も含めた「自然共生社会」としてはいかが。
- ・「生物多様性の保存」を「生物多様性の保全」と修正すべき。絶滅のおそれがある希少種や生態系へ被害を及ぼす外来種等による「損失」した生物多様性をそのまま「保存」するのではなく、回復や改善を含めた「生物多様性の保全」を目指した施策の策定と実施とすべきではないか。
- ・廃棄物の適正処理が含まれていない。

③ 第 11 条（指導等）【現：第 8 条】

- ・条例制定当時は行政指導を趣旨として規定されたものであるが、これとは別に、公害防止条例などの個別条例において行政指導を直接規定している状況などを踏まえ、あらためて説明させていただき、本条文の在り方を整理する。

【これまでの主な委員意見】

- ・現条例の 8 条（指導等）を削除すべきである。環境基本条例の守備範囲は相当広範かつ曖昧であり、行政指導の根拠規定として適切でない。他課の所掌事務との重複も大きいと思われるところ、行政手続条例 36 条 1 項による指導の求めがあった際にはどのように対応するのか。8 条を削除しても環境政策課が必要な範囲で行政指導を行うことは不可能ではない。

（参考：行政手続条例第 36 条）

- 第 36 条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。
- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
（中略）
 - 3 当該行政庁又は市の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分、行政指導その他必要な措置をしなければならない。

④ 第 12 条（あっせん、調停）【現：第 9 条】

- ・ 現在も環境紛争調整委員会に申請をする市民がいる一方で、これまで開催したもの
のうち半数以上が調停「打ち切り」となっている状況を踏まえ、現時点では、当該
委員会の必要性はあると考えるが、あっせん、調停の対応について、民間の状況を
確認しつつ、あらためて説明させていただく。
- ・ あっせん、調停の所管範囲については、個別条例への位置付けを含め検討したもの
をあらためて説明させていただく。

【これまでの主な委員意見】

- ・ ADR 手続や少額訴訟手続も整備された今日において、民対民の紛争に介入するこ
うした組織が熊本市に必要なのか。
- ・ 削除すべき。委員会の（潜在的）所管事項が広くなりすぎる。5 項に規則委任がある
が、条例で設定した「良好な環境の確保に関し紛争が生じたとき」という所管範囲を
規則で狭めることが許されるか微妙。必要に応じて公害防止条例等のより所管の狭い
条例に位置づけるべき。

(2)(1) 以外の見直し内容

第1条（目的）

- ・「現在及び将来の市民生活」との表現に改める。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 特になし。

第2条（定義）

- ・「良好な環境」に地球環境を追加する。
- ・ 持続性を追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・「持続性」を明記する。

第3条（市の責務）

- ・ 責務規定であるが、計画策定の根拠が混在しているため整理する。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 特になし。

第4条（事業者の責務）

- ・ 参画、協働の趣旨を追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 市に「協力」するのではなく、「参画」や「協働」に変えるべきである。

第5条（市民の責務）

- ・ 参画、協働の趣旨を追加する。
- ・ 市民団体等に関する記載を追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 「市民」「市民等」という表記はあるが、必要に応じて「市民団体」または「市民等で組織する民間団体」といった記載が必要ではないか。

第7条（環境総合計画）【新規】

- ・ 計画の根拠条文を新たに追加する。
- ・ 条例の実効性確保のため、審議会への計画進捗状況報告及び計画への反映に関する規定を設ける。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 「施策の実効性を確保する」ための改正である、という認識は極めて重要。現行条例は環境保護において実効的であったろうか。少なくとも条文上は実効性への配慮に乏しく「宣言」にとどまるものであったように見える。現行条例への評価はさておくとしても、今回の改正がいかにして「実効性を確保」しようとしているのか、注目したい。

第8条（環境教育）【新規】

- ・ 持続的発展が可能な環境づくりの担い手育成のため、環境教育の推進に関する条文を新たに追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 「市の施策」の条にこそ、環境教育を入れるべきである。
- ・ （条例検討資料では）実践的人材の育成を謳っているため、「環境に配慮した活動を自ら実践できる」などといった文言を入れてはどうか。

第9条（市民等の参画及び協働）【新規】

- ・ 環境保全の施策を効果的に実施する上で必要な、市民及び事業者の参画・協働に関する条文を新たに追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 市民、事業者、行政がこれまでよりも積極的に環境問題に取り組むという趣旨を条例に盛り込むべきである。

第 10 条（国等との連携及び国際協力）【現：第 7 条】

- ・ 地域循環共生圏の考え方を踏まえ、周辺自治体との連携及び協力に係る規定を新たに追加する。加えて、国、県、他の地方公共団体との連携及び協力についても規定する。
- ・ 国際協力に関する規定を新たに追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・（骨子案に）周辺市町村等との「広域的対応」の文言を追加」とあるが、「広域的連携」のほうが、分かりやすいのではないか。また、周辺市町村以外との連携もあると読めるように配慮をしていただきたい。

第 13 条（審議会の設置）【現：第 10 条】

（改正予定なし）

第 14 条（条例の見直し）【新規】

- ・ 条例の定期的見直しに対応するため、条例の見直しに関する条文を新たに追加する。

【これまでの主な委員意見】

- ・ 条例を時々見直して、問題があれば改正するという決断や考え方を持っておく必要がある。
- ・ 定期的に条例や計画を見直す仕組みをつくる方が良い。

熊本市環境基本条例（検討資料）

検討内容	（参考）SDGs ゴールアイコン
（前文） ＜「歴史・背景」＞ わたしたち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。 ＜「課題」＞ しかし、都市化の進展をはじめとする豊かさの追求により、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。そして、ここ数十年の間は、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化、野生生物の種の減少など、複雑かつ広域的な環境の問題が発生している。 更に近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、相互に関連した様々な課題を同時に解決することが世界的に求められており、これは同時に、わたしたち熊本市民にも密接に関係する地域の課題である。 ＜「決意・責務」＞ わたしたち熊本市民はこれまで、様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え、長期的に取り組まなければならない。 わたしたち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、持続可能な状態でこれを将来の市民へと継承する責務がある。また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会を構築するためには、良好な環境の保全が不可欠である。わたしたち熊本市民は、そのために行動の変革を起こさなければならない。 ＜「基本理念」＞ ここにわたしたち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を持続的に享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。 （目的） 第 1 条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	 

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
(定義) 第2条 良好な環境とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境、並びに地球環境をいう。 (市の責務) 第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。 2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に参画し、協働する責務を有する。 2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。 (市民等の責務) 第5条 市民、並びに本市の区域内で活動する個人及び法人その他の団体（以下「地域団体、市民活動団体等」という。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に参画し、協働する責務を有する。 (市の施策) 第6条 市は、良好な環境の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。 (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、公園と道路の整備、その他生活環境の確保に関すること。 (2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、自然景観の保全、河川の浄化、その他自然環境の確保に関すること。	            

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
(3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保存、文化活動の推進、その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。 (4) 生物多様性の保全、生物多様性の持続的な利用、その他自然共生社会の構築に関すること。 (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制、適正なごみ処理の実施、その他循環型社会の構築に関すること。 (6) 地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、その他地球環境の保全に関すること。	             
(環境総合計画) 第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。 2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向 (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。 4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。 5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。 6 市長は、環境総合計画の進行管理に当たっては、熊本市環境審議会に進捗	  

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
状況を報告するとともに、必要に応じ環境総合計画に反映させるものとする。 (環境教育) 第8条 市、事業者、地域団体、市民活動団体等は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育を推進することで、持続可能な社会を構築する実践的人材の育成に努めなければならない。 2 市民は積極的に環境に関する知識の習得に努め、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう努めなければならない。 (市民等の参画及び協働) 第9条 市は、良好な環境の確保に関する施策を効果的に推進するため、市民、地域団体、市民活動団体等及び事業者の参画及び協働に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (国等との連携及び国際協力) 第10条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 2 市は、広域的な環境課題を解決するため、国、県、近隣の市町村及び他の地方公共団体と連携及び協力し、広く地域全体の良好な環境の確保に努めなければならない。 3 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。 (指導等) 第11条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。 2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 (あっせん、調停) 第12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。 2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。 3 委員会が開催されたときは紛争の当事者双方が参加するように努めなければならない。	           

検討内容	(参考) S D G s ゴールアイコン
4 紛争の当事者双方は、委員会の場において、良好な環境を確保するために、お互い紛争の解決に努めなければならない。 5 委員会の組織、運営に関し必要な事項及びあっせん又は調停の対象は、市長が別に定める。 (審議会の設置) 第 1 3 条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (条例の見直し) 第 1 4 条 市長は、1 0 年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを検討し、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとする。 (委任) 第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成 1 4 年 9 月 2 4 日条例第 4 4 号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成 1 9 年 3 月 1 3 日条例第 2 号）抄 （施行期日） この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 3 年●月●日条例第●号） この条例は、令和 3 年●月●日から施行する。	  

熊本市環境基本条例（検討資料）

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
(前文) (以下のとおり、<u>全体的に見直し予定</u>) <「歴史・背景」の部分> わたしたち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。 <「課題」の部分> しかし、過度な環境負荷を与える事業活動や都市化の進展によって、都市化の進展をはじめとする豊かさの追求により、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。更に近年 そして、ここ数十年の間は、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化、野生生物の種の減少など、複雑かつ広域的な環境の問題が発生している。わたしたちはこれまで、様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え、長期的に取り組まなければならない。更に近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、相互に関連した様々な課題を同時に解決することが世界的に求められており、これは同時に、わたしたち熊本市民にも密接に関係する地域の課題である。 <「決意・責務」の部分> わたしたち熊本市民はこれまで、様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来を見据え、長期的に取り組まなければならない。 わたしたち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、持続可能な状態でこれを将来の市民へと継承する責務がある。また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会を構築するためには、良好な環境の保全が不可欠である。わたしたち熊本市民は、そのために行動の変革を起こさなければならない。また、社会及び経済の持続可能な発展は、良好な環境の保全をなくして達成できない。わたしたちは、熊本市に留まらず、地球の持続的発展が可能な環境づくりを進めるために、行動の変革を起こさなければならない。 <「基本理念」の部分> ここにわたしたち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を<u>持続的に</u>享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。	

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
(目的) 第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 良好な環境とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境、並びに地球環境をいう。 (市の責務) 第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。 2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に参画し、協働しなければならない。する責務を有する。 2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。 (市民等の責務) 第5条 市民、並びに本市の区域内で活動する個人及び法人その他の団体（以下「地域団体、市民活動団体等」という。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に参画し、協働しなければならない。する責務を有する。 (市の施策) 第6条 市は、良好な環境の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。 (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、公園と道路の整備（第2回変更で追加）、その他生活環境の確保に関すること。	           

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
(2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、自然景観の保全、河川の浄化、その他自然環境の確保に関すること。 (3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保存、文化活動の推進、その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。 (4) 生物多様性の保全、生物多様性の持続的な利用、その他自然共生社会の構築に関すること。 (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制、適正なごみ処理の実施、その他循環型社会の構築に関すること (6) 地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、その他地球環境の保全に関すること (1) 生活環境の確保に関すること（公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全） (2) 自然環境の確保に関すること（緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、河川の浄化） (3) 歴史的及び文化的環境の確保に関すること（伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の保護、文化活動の推進） (4) 循環型社会の構築に関すること（資源の循環的な利用、廃棄物等の発生抑制）	                

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
(5) 自然共生社会の構築に関すること (生物多様性の保存と持続可能な利用) (6) 脱炭素社会の構築に関すること (災害時にも利用可能な再生可能エネルギーの有効利用) (環境総合計画) 第7条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。 2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向 (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。 4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。 5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。 6 市長は、環境総合計画の進行管理に当たっては、熊本市環境審議会に進捗状況を報告するとともに、必要に応じ環境総合計画に反映させるものとする。 (環境教育) 第8条 市、事業者、地域団体、市民活動団体等は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育を推進することで、持続可能な社会を構築する実践的人材の育成に努めなければならない。 2 市民は積極的に環境に関する知識の習得に努め、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう努めなければならない。 (市民等の参画及び協働) 第9条 市は、良好な環境の確保に関する施策を効果的に推進するため、市民、地域団体、市民活動団体等及び事業者の参画及び協働に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (国等への協力及び措置要請等 国等との連携及び国際協力) 第10条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。 2 市は、広域的な環境課題を解決するため、国、県、近隣の市町村及び他の	          

検討内容	(参考) SDGs ゴールアイコン
地方公共団体と連携及び協力し、広く地域全体の良好な環境の確保に努めなければならない。 —(地球環境の保全のための施策の推進)—(国際協力の推進)— 第11条 市は、市民及び事業者と連携して、地球温暖化の防止、気候変動影響に対する適応、オゾン層の保護その他地球環境の保全に貢献するための施策を積極的に推進しなければならない。 2—3 市は、国、他の地方公共団体及び市民等と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。 (指導等) 第12—11条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。 2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。 (あっせん、調停) 第13—12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。 2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。 3 委員会が開催されたときは紛争の当事者双方が参加するように努めなければならない。 4 紛争の当事者双方は、委員会の場において、良好な環境を確保するために、お互い紛争の解決に努めなければならない。 5 委員会の組織、運営に関し必要な事項及びあっせん又は調停の対象は、市長が別に定める。 (審議会の設置) 第14—13条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 (条例の見直し) 第15—14条 市長は、10年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを検討し、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとする。	       

検討内容	(参考) S D G s ゴールアイコン
(委任) 第16—15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年9月24日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄 （施行期日） この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則（令和3年●月●日条例第●号） この条例は、令和3年●月●日から施行する。	

「熊本市環境基本条例(検討資料)」「(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
I 事務局にて条例変更を検討したもの				
1	全体	澤委員	各条項について、SDGsのアイコンとの紐付けをいただいているところですが、分解的に整理することによるわかりやすさも大事ですが、本条例は17のゴール全体に通底する問題意識、普遍的価値を持っていることを示す必要があると考えます。 SDGs＝環境条例でおさまるものではないため、熊本市の個性を打ち出す個別条例においてもSDGsを意識し取り込んでいく必要性を訴求いただきたい。	前文<課題>に、ゴール全体の課題解決を意識した記載を追加しました。 他の個別条例改正等の参考事例として、SDGsの理念を踏まえた改正後の環境基本条例を庁内で共有します。
2	前文 課題	澤委員	・国際的な潮流についての記述が必要 本条例については、理念的・普遍的な価値観を示すものであると同時に、10年スパンでの国際的な潮流や視点を盛り込んだものであってよいのではないか。 脱炭素社会に関する事柄、SDGsに関する事柄について、<課題>パートにおいて多少なりとも記述することを検討いただきたい。	詳しくは、計画期間を10年で予定している環境総合計画にて記載したいと考えますが、別途、<課題>において、全体のバランスを見ながら記載を検討します。
3	前文 課題	原島委員	「更に近年は」という文言に違和感がある。リオサミットから30年経とうとしている。「これまで取り組みを進めてきた」というような文言は、市行政を擁護するものと受け取られかねないので、削除するかより中立的な言い回しにできないか(過去の取組みに不満がある市民もいるだろうということ)。	「ここ数十年の間」、に改めます。 前文の主体を市民・事業者・行政の意を含む「わたしたち熊本市民」に改めます。
4	前文 課題	澤委員	「しかし、過度な環境負荷を与える事業活動や都市化の進展によって」に関し、 ・事業活動や都市化という並びにより、企業活動をやり玉にあげるニュアンスが強い。 ・例えば、「しかし、都市化の進展をはじめとする豊かさの追求により、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ」とするなど、市民生活・事業活動の両者の問題意識を並列に扱う配慮を検討いただきたい。	ご指摘のとおり、修正します。
5	前文 決意・責務	阪本委員	・市民全体で共有し自然との共存に取り組む、など一体感が欲しく思います。 ・地球の持続的発展が私達の生活を守り、経済の成長をもたらしていくことに繋がる、のではないかと思います。	前文の主体を市民・事業者・行政の意を含む「わたしたち熊本市民」に改めます。
6	前文 決意・責務	原島委員	赤字部分と青字部分の意味内容が重複している。日本語として不自然(また、という接続詞の使い方も)。「地球の持続的発展」という言い回しの出典はあるのか。「持続可能な発展」概念は時代と共に変化してきており、どこをどう捉えるのか確認したい。	「地球環境の持続的発展」の言い回しは事務局案として提示したところですが、ご指摘を踏まえ、全体的に調整します。「持続的な発展」については、環境基本法の規定を参考として記載しています。

「熊本市環境基本条例(検討資料)」「(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
7	前文 基本理念	澤委員	すべての市民が良好な環境を <u>持続的に</u> 享受すべき権利を有するとの持続可能な理念を確認し ・後段の「維持及び形成」にかかる概念として「持続性」を明記する。	ご指摘のとおり、修正します。
8	2条	原島委員	「及び」に対する「並びに」で地球環境を挿入したのだろうか。この「及び」は「歴史的及び文化的環境」というかたまりを形成しているように読めるので、「並びに」の前に読点を入れた方が読みやすいように思うが、法制執務的にどうか確認したい。	条文の細かな表記については、審議会からの答申をいただいた後、最終的に法制執務部門と調整します。
9	2条	澤委員	良好な環境とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を <u>持続的に</u> 営むことができる ・「持続性」を明記する。	ご指摘のとおり、修正します。
10	4条1項 5条	原島委員	「自己の責任と負担において」の直前に読点を挿入すべきではないか。 「参画し、協働しなければならない」という義務的な言い回しに、本来自発的なパートナーシップの考え方との矛盾を感じる。「参画し、協働する責務を有する」としてはどうか。5条も同じ。	条文の細かな表記については、審議会からの答申をいただいた後、最終的に法制執務部門と調整します。 参画と協働については、ご指摘を踏まえ改めます。
11	5条 8条 9条 11条	宮瀬委員	「市民」「市民等」という表記はあるが、必要に応じて「市民団体」または「市民等で組織する民間団体」といった記載が必要ではないか。 * とくに、第5条、第8条、第9条、第11条	熊本市自治基本条例に即した記載で対応します。 市民と本市の区域内で活動する個人及びその他の団体(以下「地域団体、市民活動団体等」という。)という表現に修正します。
12	6条	原島委員	柱書に赤字括弧書きで見直し予定とある意味は何か。	6条各号は順番や内容を再整理したいと考えているため記載しています。 第2回審議会で再整理した内容をお示しますので、それをもとに順番や記載の内容等について審議会でご議論いただきたいと思います。
13	6条(1) (2) (4) (5)	原島委員	各号に共通するが、括弧書きで例示する規定方法は、現行条例6条各号のように「その他」規定を入れる場合に比べて対象範囲が狭くなるおそれがある。改正趣旨を問いたい。(委員意見に対する11月2日時点の市回答では改正を行わないとも読めたが、結局どちらなのか)。	かっこ書きを踏まえ条文形式にします。併せて各号に「その他」を記載します。
14	6条(2)	原島委員	2号に自然景観が含まれていない。	ご指摘のとおり修正します。
15	6条(3)	高宮委員	保存と保護が使われているが、特別に違いがあるのだろうか。特に無ければ、どちらかに統一した方が良いと思う。	「保存」に統一します。

「熊本市環境基本条例(検討資料)」(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
16	6条(4)	高宮委員	生物多様性の保護は、生物多様性の保全。	ご指摘のとおり修正します。
17	6条(4)	泉委員	「生物多様性の保存」を「生物多様性の保全」と修正すべき。 絶滅のおそれがある希少種や生態系へ被害を及ぼす外来種等による「損失」した生物多様性をそのまま「保存」するのではなく、回復や改善を含めた「生物多様性の保全」を目指した施策の策定と実施とすべきではないか。	ご指摘のとおり修正します。
18	6条(5)	原島委員	「循環型社会の構築」に廃棄物の適正処理が含まれていない。	「適正なごみ処理の実施」という記載とします。
19	6条(4) (5) (6)	高宮委員	ここは、第2条の良好な環境の定義の中で、「地球環境」に関することと思われる。そうであれば、(4)～(6)に、「地球環境に関連した」を付けて、「地球環境に関連した循環型社会の構築に関すること」などとした方が、定義と結びつく。全部につけるのがくどいようであれば、何か地球環境と結びつくような工夫が欲しい。	6条を再整理しました。 他ございましたらご教示ください。
20	6条(6)	高宮委員	地球温暖化の防止も含まれるのではないか。入れるならSDGsの13アイコンも必要。	6条と第11条を再整理しました。 具体的な気候変動影響の緩和策と気候変動影響に対する適応策については、環境総合計画や地球温暖化対策実行計画の中で記載を検討します。
21	6条(6) 11条	原島委員	(11条は)責務規定であろうか。3条に盛り込むべきではないか。施策規定だとすれば6条に。	施策規定として考えています。 地球環境の保全は国際的な問題で、様々な団体等と連携して対応しなければならない大きなテーマであるため、国際協力規定を含み、新たに条立てすることとしておりましたが、ご指摘のとおり、市の施策の性質が強いため、6条に変更することとします。
22	6条(6) 11条	小原委員	第11条(地球環境の保全のための施策の推進)に、「気候変動影響に対する適応」が掲げられているが、第6条(市の施策)の方への位置付けがよいのではないのか。 (気候変動は地球規模で起きているが、「地球環境の保全」としての位置付けよりは、「脱炭素社会の構築」(緩和策)と両輪で取り組んでいく、と位置づけた方がよいのではないか)	6条と第11条を再整理しました。 具体的な気候変動影響の緩和策と気候変動影響に対する適応策については、環境総合計画や地球温暖化対策実行計画の中で記載を検討します。
23	7条	高宮委員	「策定・変更する際は」と「策定・変更するときは」があるが、明確な違いがあるのか。なければ「際は」が良いのでは。第13条3と、第15条の「とき」も。	条文の細かな表記については、審議会からの答申をいただいた後、最終的に法制執務部門と調整します。

「熊本市環境基本条例(検討資料)」(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
24	8条	宮瀬委員	2 市民は積極的に環境に関する知識の習得に努めなければならない。 →知識の習得だけで良いのか？8条の1項では、実践的人材の育成を謳っている ので、「環境に配慮した活動を自ら実践できる」などといった文言を入れてはどう か。 例：浦添市環境基本条例より「市民及び市民団体は、環境の保全及び創造のた めに環境教育及び環境学習 が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮し た活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものと する。」	ご指摘のとおり、修正します。
25	10条	原島委員	1項の協力と2項の連携はどう異なるのか。	2項は「連携及び協力する」に修正します。

「熊本市環境基本条例(検討資料)」(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
-----	-------------	-----	--------	---------------------

Ⅱ 審議会で議論いただくもの

1	11条	原島委員	削除すべき。基本条例の性格と整合しない。	第1回審議会での委員意見に対する本市回答のとおり、審議会でご議論いただきたいと思います。
2	12条	原島委員	削除すべき。委員会の(潜在的)所管事項が広くなりすぎる。5項に規則委任があるが、条例で設定した「良好な環境の確保に関し紛争が生じたとき」という所管範囲を規則で狭めることが許されるか微妙。必要に応じて公害防止条例等のより所管の狭い条例に位置づけるべき。	第1回審議会での委員意見に対する本市回答のとおり、審議会でご議論いただきたいと思います。

Ⅲ 現在対応中のもの

1	全体	原島委員	全体を通じて、赤字と青字の意味がよくわからない。全体として環境政策課の改正案なのか、青字部分は未確定なのか。新旧対照表で提示して欲しい。	資料を調整します。
2	—	澤委員	前回審議会で議論となった、アセスメントについてはこちらへの記載となるものでしょうか。 方向性をご教示いただければ幸いです。	環境影響評価を記載するならば別条に記載するものと考えておりますが、市の方針の決定までしばらく時間をいただければと思います。
3	—	宮瀬委員	環境基本計画と環境教育の間に、環境影響評価について条文を追加する必要があるのではないか？	市の方針の決定までしばらく時間をいただければと思います。
4	全体	原島委員	改正案の審議には新旧対照表が必要である。	委員意見照会時の資料を基にご審議いただく予定です。審議を踏まえ最新の新旧表を別途作成します。

Ⅳ 説明するもの・ご理解いただきたいもの

1	全体	阪本委員	環境保全と環境蘇生も大事な事だと思います。できれば何処かに入れて頂きたいです。 過度な環境負荷を与える事業活動＝経済成長を追っかけろがゆえに、環境汚染にすることがおろそかになっていたという事の結果だと思います。これからその分含め環境蘇生に努めていかなければ、と思います。	環境保全の中に環境蘇生が含まれると考えています。
2	前文 課題	阪本委員	汚染と自然破壊がせまりつつある、など身近であることを感じる文言を提案します。	これまで、市民に身近な生活の阻害、自然調和の脅威など、条例制定時の状況を踏まえた取組を進めてきたところです。今回の改正では、条例制定以降に顕在化した環境課題をとらえた前文にしたいと考えています。
3	6条(1)	原島委員	「生活環境の確保」から青少年健全育成が抜けているが、誤削除か。	改正にあたり今回条例を見直した結果、良好な環境の範疇に青少年健全育成があたらないことから削除します。

「熊本市環境基本条例(検討資料)」(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
4	6条(1)	原島委員	「生活環境の確保」に安全・安心・公衆衛生の観点が見えない。	生活環境の確保中、公害の防止は安全・安心の観点を含むと考えます。 公衆衛生については、環境総合計画の中で記載を検討します。
5	6条(4)	原島委員	「自然共生社会の構築」も統合可能か。	生物多様性は環境白書でも1つの章になっており、本市としても力を入れて取り組みたい部分であるので、統合せずに独立させた号で記載したいと考えます。
6	8条	原島委員	これは責務規定か。だとすれば3条や5条に盛り込むべきではないか。施策規定だとすれば6条に。あるいは逆に6条を解体して各施策を個別条文化するか。 委員意見への回答では、あくまで環境教育を個別条文化することだったが、何を個別条文化するかは原則は貫徹されているだろうか。環境教育は個別条文にするが廃棄物の発生抑制は市の施策にとどめるということか。一貫しているか疑問がある	環境教育は市の施策のほぼすべてに関連するということと、実施主体が市だけではないことから別条で記載しています。
7	8条	宮瀬委員	市及び事業者等は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育を推進することで、・・・ 行政(市)と事業者の責務を同列に扱って良いか？ 事業者等は、2項もしくは3項に定めた方が良いのではないかな？	他都市の例も参考にしました。 市も事業者もそれぞれが環境教育を推進し、人材を育成する主体となり得ることからそのままとしたいと考えます。
8	—	川越委員	江津湖周りの猫害については杓子定規なご回答が残念に思いました。	動物愛護センターにおいて、新たな取組として、地域猫に係る適正管理について検討中です。

「熊本市環境基本条例(検討資料)」(R2.11.6付「熊本市環境基本条例の改正について(照会)」)に対する各委員からの意見

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R2.11.25時点)
V 環境総合計画に記載とするもの				
1	全体	阪本委員	熊本は水の都と言われ、2013年国連「命の水最優秀賞」を受賞しました。基本条例には、それを誇りとして織り込み、汚さず地下水の保全に努める・・ような文言は入れる事はできないでしょうか。	個別条例の地下水保全条例において、かけがえのない資源である地下水の保全を謳っております。環境総合計画の中での記載を検討します。
2	6条	原島委員	6条に関しては、すでに環境基本法36条があることを念頭に、対応関係を整理しておくべき。	法第36条で、国の施策に準じた施策等を実施するように規定がありますが、環境基本条例でも市が取り組むべき施策を明記しておく必要があると考えます。 環境総合計画策定の際には、環境基本法も踏まえ計画立案を行います。
3	6条(6)	泉委員	「地球温暖化の防止」を「気候変動の緩和」と修正すべき。 同項に規定する「気候変動影響に対する適応」との平仄を合わせてはいかがか。 参考までに、平成28年10月に制定された「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」においては、基本的な施策として、気候変動の「緩和」に係る対策と気候変動への「適応」に係る対策が位置付けられている。 また、関連して、前文「課題」の部分の「地球温暖化」の文言を「気候変動」に修正してはいかがか。	対市民にわかりやすい表現とする観点から、原案どおり「地球温暖化の防止」とさせていただきたいと考えます。緩和と適応については、次期環境総合計画や地球温暖化対策実行計画の中で意識した記載を検討します。

条例見直し比較表

参考資料1

現行	R2.11.6意見照会時点	R2.11.25第2回審議会時点
前文	前文	前文
第1条(目的)	第1条(目的)	第1条(目的)
第2条(定義)	第2条(定義)	第2条(定義)
第3条(市の責務)	第3条(市の責務)	第3条(市の責務)
第4条(事業者の責務)	第4条(事業者の責務)	第4条(事業者の責務)
第5条(市民の責務)	第5条(市民の責務)	第5条(市民の責務)
第6条(市の施策)	第6条(市の施策)	第6条(市の施策)
	第7条(環境総合計画)【新規】	第7条(環境総合計画)
	第8条(環境教育)【新規】	第8条(環境教育)
	第9条(市民等の参画及び協働)【新規】	第9条(市民等の参画及び協働)
第7条(国等への措置要請)	第10条(国等への協力及び措置要請等)	第10条(国等への協力及び措置要請等)
	第11条(地球環境の保全のための施策の推進)【新規】	
第8条(指導等)	第12条(指導等)	第11条(指導等)
第9条(あっせん、調停)	第13条(あっせん、調停)	第12条(あっせん、調停)
第10条(審議会の設置)	第14条(審議会の設置)	第13条(審議会の設置)
	第15条(条例の見直し)【新規】	第14条(条例の見直し)
第11条(委任)	第16条(委任)	第15条(委任)

熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）新旧対照表（たたき台資料）

改正後（たたき台）	現行
○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕 制定 昭和63年10月1日条例第35号 改正 平成14年9月24日条例第44号 平成19年3月13日条例第 2号 令和3年 ○月 ○日条例第 号 <u>わたしたち</u>熊本市民は、<u>古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と</u>、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。 <u>しかし、都市化の進展をはじめとする豊かさの追求により、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。そして、ここ数十年の間は、自然災害の頻発化の要因といわれる地球温暖化、野生 生物の種の減少など、複雑かつ広域的な環境の問題が発生している。更に近年、世界が脱炭素社会に 向けて大きく舵を切る中、相互に関連した様々な課題を同時に解決することが世界的に求められており、これは同時に、わたしたち熊本市民にも密接に関係する地域の課題である。</u> <u>わたしたち熊本市民はこれまで、様々な形で環境保全の取組を進めてきたが、引き続き、将来見据え、長期的に取り組まなければならない。わたしたち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、持続可能な状態でこれを将来の市民へと継承する責務がある。また、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会を構築するためには、良好な環境の保全が不可欠である。わたしたち熊本市民 は、その</u>	○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕 制定 昭和63年10月1日条例第35号 改正 平成14年9月24日条例第44号 平成19年3月13日条例第 2号 熊本市民は、豊かな自然と先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境のもとに生活してきた。しかし、最近のはげしい社会経済情勢の変化と都市化の進展にともない、この恵まれた環境が損なわれようとしている。 このまま推移するならば、環境の悪化が進み、市民の健康で文化的な生活が阻害され、自然界との調和すらおびやかされることにもなりかねない。 われら熊本市民にはいまこそ、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承するために最大の努力をすることが強く要請されている。

改正後（たたき台）	現行
<u>ために行動の変革を起こさなければならない。</u> ここに<u>わたしたち熊本市民</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を<u>持続的に</u>享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。 （目的） 第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、<u>現在及び将来の</u>市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 良好な環境とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を<u>持続的に</u>営むことができる生活環境、自然環境、<u>歴史的及び文化的環境、並びに地球環境</u>をいう。 （市の責務） 第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的<u>な施策</u>を策定し、これを実施しなければならない。 2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。 （事業者の責務） 第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に<u>参画し、協働する責務を有する。</u> 2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。	ここに<u>われら</u>は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法の精神にかんがみ、すべての市民が良好な環境を_____享受すべき権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。 （目的） 第1条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、_____市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 <u>この条例において「良好な環境」</u>とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を_____営むことができる生活環境、自然環境、<u>並びに歴史的及び文化的環境</u>_____をいう。 （市の責務） 第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的<u>計画</u>_____を策定し、これを実施しなければならない。 2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。 （事業者の責務） 第4条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に<u>協力しなければならない</u>_____。 2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するため、最大の努力をしなければならない。

改正後（たたき台）	現行
（市民の責務） 第5条 市民、<u>並びに本市の区域内で活動する個人及び法人その他の団体（以下「地域団体、市民活動団体等」という。）</u>は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に<u>参画し、協働する責務を有する。</u> （市の施策） 第6条 市は、<u>良好な環境の確保に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。</u> (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、<u>公園と道路の整備、</u>その他生活環境の確保に関すること。 (2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、<u>自然景観の保全、</u>河川の浄化、その他自然環境の確保に関すること。 (3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の<u>保存、</u>文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。 (4) <u>生物多様性の保全、生物多様性の持続的な利用、その他自然共生社会の構築に関すること。</u> (5) <u>資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物等の発生抑制、適正なごみ処理の実施、その他循環型社会の構築に関すること。</u> (6) <u>地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、その他地球環境の保全に関すること。</u> （環境総合計画） 第7条 市長は、<u>良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定める</u>	（市民の責務） 第5条 市民 _____ は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に<u>協力</u> _____。 （市の施策） 第6条 市は、 _____ <u>第3条第1項に規定する計画に基づき、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする</u> _____。 (1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、<u>青少年の健全育成</u> _____ その他生活環境の確保に関すること。 (2) 緑地の保全、都市緑化の推進、地下水の保全、 _____ 河川の浄化 _____ その他自然環境の確保に関すること。 (3) 伝統的建造物の保存、名所、旧跡等の整備、歴史的景観の維持、文化財の<u>保護</u> _____、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に関すること。 <u>【新規】</u> <u>【新規】</u> <u>【新規】</u> <u>【新規】</u>

改正後（たたき台）	現行
<u>なければならない。</u> <u>2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> <u>(1) 良好な環境の確保に関する目標及び施策の方向</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u> <u>3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。</u> <u>4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。</u> <u>6 市長は、環境総合計画の進行管理に当たっては、熊本市環境審議会に進捗状況を報告するとともに、必要に応じ環境総合計画に反映させるものとする。</u> <u>(環境教育)</u> <u>第8条 市、事業者、地域団体、市民活動団体等は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育を推進することで、持続可能な社会を構築する実践的人材の育成に努めなければならない。</u> <u>2 市民は積極的に環境に関する知識の習得に努め、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう努めなければならない。</u> <u>(市民等の参画及び協働)</u> <u>第9条 市は、良好な環境の確保に関する施策を効果的に推進するため、市民、地域団体、市民活動団体等及び事業者の参画及び協働に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(国等との連携及び国際協力)</u>	<u>【新規】</u> <u>【新規】</u> (国等 _____)への措置要請)

改正後（たたき台）	現行
市長が別に定める。 （審議会の設置） 第13条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 （条例の見直し） <u>第14条 市長は、10年を超えない期間ごとにこの条例の見直しを検討し、必要があると認めるときは適切な措置を講ずるものとする。</u> （委任） 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年9月24日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄 （施行期日） 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和3年●月●日から施行する。</u>	市長が別に定める。 （審議会の設置） 第10条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するため、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 <u>【新規】</u> （委任） 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成14年9月24日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成19年3月13日条例第2号）抄 （施行期日） 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。